参考資料３

地方独立行政法人京都市立病院機構　中期目標期間業務実績見込評価実施要領

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第２８条第１項第２号の規定に基づき、京都市長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績(以下「中期目標期間見込評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人京都市立病院機構　業務実績評価基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

１　評価の具体的方法

⑴　中期目標期間見込評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

⑵　「項目別評価」は、中期目標に定めた項目（大項目）ごとにその達成状況について法人が自己評価を行い、さらに市長は法人からの聞き取りや法人による自己評価等の検証により、必要に応じて法人の自己評価を修正して評価を行う。

ア　項目別評価…法人による大項目自己評価の実施

法人において、当該期間中の「年度評価結果」及び「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績」を踏まえ、中期目標の大項目ごとの達成状況（判断理由）を記載し、次の５段階で自己評価を行ったうえで、業務実績報告書（自己評価結果報告書）及び事業報告書を作成する。

なお、業務実績報告書（自己評価結果報告書）には、目標期間当初と終了時（見込）における法人・病院の変化をわかりやすく記載する。また、病院ごとの実績がわかるよう工夫するとともに、特記事項として、特色ある取組、社会的背景の変化、今後の課題などを自由に記載する。

５：中期目標を大幅に上回り、特に評価すべき達成状況にある

４：中期目標を達成した

３：中期目標を概ね達成した

２：中期目標を十分達成できていない

１：中期目標を大幅に下回っている又は重大な改善すべき事項があった

イ　項目別評価…市長による大項目評価の実施

市長は、法人からの聞き取り内容及び法人の自己評価並びに中期目標期間中の取組等を検証し、中期目標の大項目ごとに目標の達成状況について、法人と同様に５～１の５段階による評価を行い、そのように判断した理由等も記載する。

⑶　「全体評価」は、市長が作成した大項目評価を基に、全体評価を作成する。

なお、中期目標の全体的な達成状況については、項目別評価を踏まえ、記述式による評価を行う。

全体評価においては、中期目標期間中の主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組等について記載することとする。

⑷　項目別評価及び全体評価については、評価委員会に対し、各評価に係る諮問を行い、その審議内容を考慮したうえで、必要に応じて修正を行い、市長が評価を確定する。

2　その他

本実施要領については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直し、改善を図るものとする。